

社会福祉法人 天 寿 会

ショートステイさえずり

指 定 短 期 入 所 生 活 介 護

〔指定介護予防短期入所生活介護〕

（運営規程）



社会福祉法人 天 寿 会
ショートステイ さえずり
指定短期入所生活介護
〔指定介護予防短期入所生活介護〕
運営規程

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人天寿会が設置する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕ショートステイ さえずり（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護事業〔指定介護予防短期入所生活介護〕（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、事務員（以下「短期入所介護従事者」という。）が要介護状態〔要支援状態〕の利用者の人権を擁護し、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 指定短期入所生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の人格に十分配慮し、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
4. 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、やむを得なかった理由を記録するものとする。
5. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
6. 利用者が指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

7. 前6項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）、【大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第116号）】に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
8. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
9. 指定短期入所生活介護〔指定予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業の運営）

第3条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、事業所の従事者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名 称 ショートステイ さえずり

（2）所在地 大阪府富田林市五軒家一丁目25番10号

（職員の職種、員数及び職務の内容）（R6.4.1現在）

第5条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（地域密着型介護老人福祉施設 さえずり を含む）

（1） 管理者 1名（常勤1名）

事業所業務を統括し従事者の管理及び指導を行う。

（2） 医師 2名（常勤0名、非常勤2名）

利用者の診療及び保健衛生の管理指導を行う。

（3） 生活相談員 2名（常勤2名）

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。

（4） 看護職員 4名（常勤2名、非常勤2名）

利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

（5） 介護職員 35名（常勤17名、非常勤18名）

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

（6） 介護補助 5名（非常勤5名）

介護職員の援助の業務に従事する。

（6） 管理栄養士 1名（常勤1名）

利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

（7） 機能訓練指導員 1名（常勤1名）

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。

- (8) 事務職員 2名(常勤2名)

必要な事務を行う。

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員)

第6条 事業所のユニット数及びユニットごとの利用定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 3ユニット
- (2) ユニットごとの利用定員
- | | |
|-------------|-----|
| Aユニット(コマドリ) | 10名 |
| Bユニット(ウグイス) | 10名 |
| Cユニット(カワセミ) | 9名 |

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容)

第7条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期生活介護〕の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 短期入所生活介護計画の立案
- (2) 食 事 朝食 7時30分～
昼食 11時30分～
夕食 17時30分～
- (3) 入 浴 一般浴槽入浴 週2回
特別浴槽入浴 週2回
- 利用者の病状及び心身の状況に応じて清拭等にて清潔保持に努める。
- (4) 医師の治療方針に基づく医学管理看護
- (5) 看護及び医学的管理の下での介護
- (6) 機能訓練
- (7) レクリエーション行事
- (8) 介護上必要な事項についての指導及び説明
- (9) 相談・援助サービス
- (10) 理美容サービス
- (11) 送迎サービス

(利用料等)

第8条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額を受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)」によるものとする。

2. 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)」によるもの

とする。

3. 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

朝食	300円／日
昼食	650円／日
夕食	650円／日

4. 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。

ユニット型個室	2,500円／日
特 別 室	500円／日（消費税別途要）

5. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、徴収しない。

6. 理美容代

カット	2,200円	シャンプー	600円	顔そり	600円
パーマ（カット込み）	6,700円	毛染め	4,500円		

7. その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

8. 第3項及び第4項の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97条の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている、負担限度額と第3項及び第4項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較してどちらか低い方の額とする。

9. 前7項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

10. 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

11. 費用を変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

12. 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の送迎の実施区域は、富田林市 の区域とする。

（衛生管理等）

第10条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、

医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2. 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者がサービス提供を受ける際の設備利用上の留意事項については、次のとおりとする。

- (1) 利用者は医師その他の職員の日課、生活指導を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親和に努めなければならない。
- (2) 利用者が外泊又は外出しようとするときは、その都度外出先・外泊先・用件・帰着する予定時間を管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。
- (3) 利用者は身上に関する重要な事項に変更を生じたときは、すみやかに管理者又は生活相談員に届け出なければならない。

(施設内禁止行為)

第12条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩もしくは口論をし、泥酔し、又は楽器などの音楽を異常に大きく出して静穏を乱し他の利用者に迷惑を及ぼすこと。ただし、テレビ・ラジオ等の視聴時間については別に定める。
- (3) 指定した場所以外で火気を用い、又は就床し若しくは寝具のうえで喫煙すること
- (4) 故意に施設若しくは、備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
- (5) 金銭又は物品によって賭け事をする事。
- (6) 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (7) 無断で備品の位置、又は形状を変えること。

(緊急時における対応方法)

第13条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従事者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。

2. 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に

連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4. 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。（内1回は夜間想定とする。）

2. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第15条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に関し法第23条の規定により市町村が行う文書その物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（緊急やむを得ず身体拘束などを行う際の手続き）

第18条 施設は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2. 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

- （1） 身体拘束禁止委員会を設置する。
- （2） 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- （3） 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

（地域との連携）

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第21条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （1） 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- （2） 継続研修 年数回

- 2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3. 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とす

る。

4. 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. 本事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から最低5年間は保存するものとする。
6. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人天寿会と当事業所との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成25年6月17日から一部改正し施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成27年8月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成30年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成30年8月1日から一部改正し施行する。

この規程は、平成31年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和元年10月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和3年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和5年1月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和5年4月1日から一部改正し施行する。

この規程は、令和6年4月1日から一部改正し施行する。